



自転車の安全利用の促進！

自転車月間～関連メールマガジン第6号

自転車の安全利用に関する疑問？



を解消しましょう！



～身近な違反行為（その1）～

Q. 自転車の二人乗りは、全て違反になりますか？

A. 違反にならない場合もあります。

自転車の二人乗りについては、6歳未満の幼児を幼児用座席に乗せる場合やタンデム自転車に乗車する場合等を除き、原則禁止されています。

（山口県道路交通規則）



Q. イヤホンを使用して自転車を運転したら違反になりますか？

A. 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転することが禁止されています。

（山口県道路交通規則）

また、スマートフォンや携帯電話を使用しながらの運転も禁止されています。



Q. 傘差し運転は違反になりますか？

A. 山口県道路交通規則で禁止されています。

傘差し運転以外にも、物を担ぎ又は物を持つ等の運転も禁止されています。

※ 傘を自転車に固定して運転するときも、不安定になったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなど、危険な場合があります。



次号も、身近な違反行為について説明します！